

金銭債権の差押え

一 民事執行・民事保全の役割

- 1 民事訴訟の必要と限界 (p.1『実践民事執行法・民事保全法第2版』該当ページ。以下同様)
- 2 強制執行の役割 (p.2)
- 3 民事保全の役割 (p.3)
- 4 民事訴訟と民事執行・民事保全の関係 (p.4)

AはBに対して500万円を貸し付けたが、返済期限が到来したにもかかわらず、Bは金を返済しようとしな

質問1

Aはいかなる法的手段をとることができるか (p.5)

質問2

Aは、最初にBに金を貸し付けるときにどうしていればよかったのか (p.12)

二 強制執行の分類 (p.29)

- 1 金銭執行
- 2 非金銭執行
 - ア 物の引渡請求権
 - イ 作為・不作為債権
 - ウ 意思表示債権

3 金銭執行の分類 (p.38)

ア 不動産執行

イ 準不動産執行 (船舶, 自動車, 建設機械, 航空機)

ウ 動産執行

エ 債権及びその他の財産権に対する執行

→近年, 債権執行, 特に預金債権に対する執行の重要性が増大 (p.238)

三 金銭債権の差押え

1 申立て (p.239)

民執 (民事執行法。以下同法については法名称略) 144 条, 民執規 133 条, 151 条の 2

被差押債権は, 第三債務者が差押えの対象を識別できる程度に特定しなければならない【記録 56】

2 差押え

ア 実行手段 (p.247)

民執 145 条

差押命令

債務者に対し債権の取立てその他の処分を禁止し, 第三債務者に対し債務者への弁済を禁止する【記録 58, 65】

イ 効力 (p.248)

第三債務者に差押命令が送達されたときに効力発生(145 条)

原則として被差押債権全部に及ぶ(146 条)

実際には「頭書金額に満つるまで」と申立書で制限【記録 56-6】

担保権にも及ぶ(150 条)

継続的給付の将来給付分にも及ぶ(151 条)

ウ 制限 (p.256)

超過差押えの禁止(146 条 2 項)

差押禁止債権(152 条, 153 条)

3 第三債務者に対する陳述催告 (p.259)

差押命令を送達する際に, 第三債務者に, 送達から 2 週間以内に被差押債権の存否等について陳述するよう催告(147 条)【記録 57】

4 差押えの競合 (p.260)

債権が二重に差し押さえられた場合には, 各差押えの効力は債権の全部に及ぶ

(149 条)
債権者平等の原則に基づく。

5 配当要求 (p.263)

有名義債権者，文書で先取特権があることを証明した債権者(154 条)
配当要求の時期(165 条，160 条，161 条)

6 供託 (p.264)

権利供託(156 条 1 項)
義務供託(同条 2 項)
【記録 63】

7 配当 (p.265)

166 条
一般債権者の間では債権額による按分
配当要求した担保権者がいれば担保権者が一般債権者に優先
担保権者の間ではその優劣順序に応じて配当

8 取立て (p.266)

差押債権者は，債務者に差押命令が送達された日から 1 週間が経過したときは，
被差押債権を自ら取り立てることができる(155 条) 【記録 64】
第三債務者が支払に応じないときは，差押債権者は第三債務者に対して取立訴訟
を提起(157 条) (p.268)

9 転付命令 (p.272)

支払に代えて被差押債権を券面額で差押債権者に転付する命令(159 条)
転付命令が第三債務者に送達された時に券面額で弁済されたものとみなされる
(160 条) 【記録 65】

四 預金債権の差押え (仮差押え)

1 店舗割付方式 (p.240)

「〇〇銀行(〇〇支店扱い)」として取扱支店を特定した上で，先行差押えの有無，預
金の種類などによって預金を順位付けし，さらに同種の預金が複数あれば口座番号
の若い順，口座番号が同一であれば預金番号の若い順と順位付けし，その順に請求
債権の金額に満つるまでを差し押さえる方式 【記録 56-9】
従来，一般的に行われてきた方式

問題点

債務者がどこの金融機関の、どこの店舗に預金をしているかは財産開示手続(196条以下。p.33)を経なければ(経ても)分からないのが通常なのに、仮差押えの段階で各店舗の預金額を予測して割り付けることはほぼ不可能で、割付けに失敗するとみすみす財産隠しのチャンスを与えることになってしまう。

2 全店一括順位付け方式 (p.241)

金融機関の全店舗を対象として支店番号の若い順などと順位付けをして、先順位の店舗の預貯金債権の額が差押債権額に満たないときは、順次予備的に後順位の店舗の預貯金債権を被差押債権とする旨の差押えを求める方式

ア 否定裁判例 (東京高決平成 17 年 9 月 7 日判時 1908 号 137 頁等)

第三債務者である金融機関に被差押債権特定のために過重な負担を課す。

金融機関に二重払いの危険が生じる(差押対象預金の特定作業中に債務者が引き出してしまった場合、その払出しを差押債権者に対抗できない)

イ 肯定裁判例 (東京高決平成 17 年 10 月 5 日等判タ 1213 号 310 頁)

金融機関はオンラインによる顧客管理をほぼ確立しており、過重な負担ではない。

二重払いの危険については民法 478 条(債権の準占有者に対する弁済)の適用ないし類推適用によって保護可能である。

ウ 最高裁平成 23 年 9 月 20 日決定 (民集 65 卷 6 号 2710 頁)

→否定 (p.242)

〈民事執行規則 133 条 2 項の求める債権執行における**被差押債権の特定は**、第三債務者において、**直ちにとはいえないまでも**、差押えの効力が債権差押命令の送達の時点で生じることとそぐわない事態にならない程度に**速やかに**、**かつ**、**確実に**、**被差押債権を識別できる**ものでなければならない。そうでなければ、識別作業が完了するまでの間、差押えの効力が生じた債権の範囲を的確に把握することができないこととなり、第三債務者はもとより、競合する差押債権者等の利害関係人等の地位が不安定となる。**全店一括順位付け方式による預金債権の差押命令の申立ては**、第三債務者たる金融機関において、先順位の店舗の預貯金債権の全てについて、その存否及び先行の差押え又は仮差押えの有無、定期預金、普通預金等の種別、差押命令送達時点での残高等を調査して、差押えの効力が生ずる預貯金債権の総額を把握する作業が完了しない限り、後順位の店舗の預貯金債権に差押えの効力が生ずるか否かが判明しないのであるから、**上記の程度に速やかに確実に被差押債権を識別することができない**。したがって、メガバンクやゆうちょ銀行の全店舗を対象とする本件申立ては**債権の特定を欠き、不適法**である。〉

エ 顧客情報管理システム (p.242)

金融機関は、時間さえかければ、顧客ごとの全店舗における預金債権を特定で

きる。

最高裁決定の「直ちにはいえないまでも」「速やかに」というのがどのくらいの時間を指すか？

→遅くとも送達当日中と考える見解が多い。

→しかし、全店一括順位付け方式だと、送達当日中に作業が終わらないことがあり得る。

3 預金額最大店舗方式 (p.243)

具体的な支店を特定することなく、複数の店舗に預金債権があるときは、預金債権額合計の最も大きな店舗の預金債権を対象として請求債権額に満つるまでの債権を差し押さえることを求める方式

最高裁平成 25 年 1 月 17 日決定 (判時 2176 号 29 頁)

→否定 (p.244)

最高裁決定は簡単なものなので、原審の判断 (東京高決平成 24・10・24) を紹介
〈預金額最大店舗方式による差押えを認めると、金融機関である第三債務者は、全ての店舗の全ての預金口座について債務者の口座があるかを検索した上、口座がある場合は当該店舗における差押命令送達時点での口座ごとの預金残高及びその合計額等を調査して、その店舗が預金額最大店舗に該当するかを判定する作業が完了しない限り、差押えの効力が生ずる預金債権の範囲を識別できないことになり、**速やかに、かつ、確実に、被差押債権を識別できるという被差押債権特定の基準を満たさない**。また、被差押債権の特定がされているか否かは、目録の記載自体によって判断すべきであり、債権者が本件申立てに先立って弁護士会照会 (弁護士法 23 条の 2) により債務者名義の預金口座の取扱支店を照会したのに対し、**金融機関が回答を拒否したという対応も預金額最大店舗指定方式を許容する理由にはならない**。〉

4 将来預金の差押え (p.244)

普通預金債権について、差押命令送達後 1 年が経過するまでの入金によって生じる「将来預金」を被差押債権として表示した債権差押命令の申立てが許容されるか。

最高裁平成 24 年 7 月 24 日決定 (判時 2170 号 30 頁)

→否定 (p.244)

〈本件申立てが認められたとするならば、銀行は、1 年間入出金が行われるたびに、預金残高のうち請求債権の額を超える部分と超えない部分とを区別して把握する作業を行わなければ、超えない部分＝差押えの対象外の部分についての払戻請求に応ずる義務を履行することができない。普通預金口座の入出金は、現金自動入出機 (ATM) またはインターネットを通じていつでも行うことができるのに対し、入出金を自動的に監視し、常に預金残

高を請求債権額と比較して、これを上回る部分についてのみ払戻請求に応ずることを可能とするシステムは構築されていない。したがって、本件申立ては、第三債務者が速やかに、かつ、確実に、差し押さえられた債権を識別することができるものということとはできないから、債権の特定を欠き、不適法である。)

5 最高裁決定の評価と現状で取り得る対策 (pp.245-247)

ア 最高裁平成 23 年 9 月 20 日決定について

もし、全店一括順位付け方式や預金額最大店舗方式による申立てが許容された場合、ほとんどの預金差押え・仮差押えの申立てがこれらの方式になることが予想され、システムにかかる負担は相当なものになり、金融機関の通常業務に支障が生じかねない。二重払いのリスク（民法 481 条 1 項）についても、民法 478 条による免責が受けられるかどうかは不確実である。

金融機関に被差押債権特定のために過大な負担・リスクを負わせるような申立ては、債権の特定を欠き、不適法とするという最高裁の立場は理解できる。

イ 最高裁平成 24 年 7 月 24 日決定について

① 預金残高が差押え額に達する時点がいつになるか分からない（ATM やインターネットで休日や夜間に入金がある可能性もある）ので、銀行としては口座残高を休日夜間も含めて監視し続けなければならなくなり、そのようなシステムが現状では存在しない以上、被差押債権の識別が速やかに、確実ににはできないという最高裁の立場は理解できる。

② 金融機関に対して、債務者名義の預金の有無や取扱支店、残高に関して弁護士会照会をしたにも関わらず、回答拒否されたために預金額最大店舗方式の申立てをせざるを得なかったという債権者側の事情も理解はできるが、金融機関の守秘義務を理由とする弁護士会照会に対する回答拒否が認められるかどうか見解が分かっている現状では金融機関の対応もやむを得ないし、差押えの申立て前に弁護士会照会をしたかどうかという個別の事情によって債権の特定の有無が左右されるのは執行手続の迅速性・画一性の要請に反するので、この点も最高裁の立場は理解できる。

ウ 現状で取り得る対策

① 限定的店舗順位付け方式

全店舗ではなく、債務者の営業所や住所近辺の数店舗に限定して順位付けをする方式であれば、金融機関にとっても速やかに、確実に差押えの対象を把握することは可能と考えられるので、許容してよいのではないかと。

② 財産開示後の複数店舗包括的差押え

財産開示手続において債務者が不出頭または開示拒否をした場合には、超過差押えの禁止（146 条 2 項）を緩和し、複数の店舗の預金全部を包括的に

対象とする申立てを許容してもよいのではないか（青木哲「預金債権の特定と超過差押え」新民事執行実務 11 号 104 頁）。

③ 将来預金

口座残高が一定額になるまでは預金の引き出し（振替・引き落とし等も含む）ができず，一定額を超えたらその超えた額だけを引き出せるという設定が可能なシステムが構築され，銀行として大きな負担がなくそのような設定ができるようになれば，将来預金の差押えを許してもよいのではないか。

しかし，強制執行の対象財産の探索手段が限られている日本の現状では，債権者が預金を，効率的で，実効的に差し押さえることは相当に困難であるというほかはない。

五 外国との比較による改善提言

6 財産開示の強化 (p.36)

ア ドイツ (p.37, p.358)

宣誓保証制度

債務者に財産の存在・内容を宣誓に代えて保証させる。不出頭や保証拒絶に対しては，6 か月以下の拘禁が定められている。

債務者名簿制度

財産情報の開示義務を履行しなかった者などについての債務者名簿を裁判所が作成する。名簿登録されるとクレジットカードが作れなくなる。

イ 韓国 (p.36, p.361, 今井輝幸「韓国の財産明示制度の現状」判時 2207 号 3 頁)

財産明示制度

期日不出頭者，目録提出拒否者などには 20 日以内の監置処分が科される（年間 5 万件弱）。虚偽の目録提出には 3 年以下の懲役または 500 万ウォン以下の罰金刑。

債務不履行者名簿制度

監置対象者などを裁判所に備え置く名簿に登載。誰でも閲覧可能。新たな借入れやクレジットカード作成，携帯電話契約などはできなくなる。弁済しない限り 10 年間登載される。

7 財産照会制度の導入

ア ドイツ(青木哲「ドイツ法からみた金銭執行の実効性確保」判タ 1383 号 58 頁)

金融機関は口座情報のデータファイルを作成する義務を負い、執行官は債権者の申立てに基づいて、連邦中央税務庁に口座情報の呼び出しを嘱託できる。

イ フランス（山本和彦「フランス法からみた金銭執行の実効性確保」判タ 1379 号 44 頁）

金融機関は税務当局に口座情報を申告する義務があり、情報はデータベース化され、執行士はこの情報を照会することができ、口座があるとの情報が判明した金融機関は口座が現在もあるかどうかと開設の場所を開示しなければならない。

ウ アメリカ（三木浩一「アメリカ法における民事執行の実効性確保とわが国への示唆」判タ 1380 号 63 頁）

判決確定後の補充手続と呼ばれる金銭執行のための情報収集手続で、金融機関を召喚して、口座に関する情報などを調べることができる。もっとも、民間会社が提供するデータベースで銀行口座の所在情報を低廉な費用で調べることができ、法的手続の役割は小さい。

エ 韓国（今井 8 頁）

財産明示申立て後、目録記載の財産では債権を満足させるのに足りない場合などは、債権者は個人財産・信用状況をオンラインで管理する公共機関や金融機関等に債務者の財産を問い合わせることができる

8 マイナンバーの民間利用

韓国

金融機関は全国民に出生時に割り当てられている住民登録番号で預金を管理しているため、預金債権差押えの際、債権者が支店を特定しなくても、番号さえ当事者目録に記載すれば、金融機関は決定を受け取った後「即時に」預金を特定して、差押え登録が完了する（今井 12 頁）。

日本でも、将来的にマイナンバーを預金者の特定に利用することが認められ、顧客情報管理システムの精度が高まり、漢字表記の相違や姓・住所の変更が特定の支障とならなくなれば、番号だけで速やかにかつ確実に債務者の預金を特定できるようになり、支店を特定しない申立ても許容されるようになるのではないかと（p.37。朝日新聞 2014 年 5 月 17 日朝刊金融情報面「マイナンバーの足音」参照）。